

<p>4 前二項の規定は、転借地権者がその土地において所有する建物について準用する。 (建物買取請求権)</p> <p>第十三条 借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。</p> <p>前項の場合において、建物が借地権の存続期間が満了する前に借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべきものとして新たに建築されたものであるときは、裁判所は、借地権設定者の請求により、代金の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。</p>
<p>2 前項の場合において、建物が借地権の存続期間が満了する前に借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべきものとして新たに建築されたものであるときは、裁判所は、借地権設定者の請求により、代金の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。</p>
<p>3 前二項の規定は、借地権の存続期間が満了した場合における転借地権者と借地権設定者との間に適用する。 (第三者の建物買取請求権)</p>
<p>第十四条 第三者が賃借権の目的である土地の上に建築された物を取得した場合において、借地権設定者が賃借権の譲渡又は転貸を承諾しないときは、その第三者は、借地権設定者に対し、建物の建物その他借地権者が権原によって土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。</p>
<p>(自己借地権)</p>

<p>もかかわらず、借地条件の変更につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、当事者の申立てにより、その借地条件を変更することができる。</p> <p>第二節 増改築の制限</p> <p>2 増改築を制限する旨の借地条件がある場合に与えることができる。</p> <p>3 裁判所は、前二項の裁判をする場合において、当事者間の利益の衡平を図るために必要があるとき、他の借地条件を変更し、財産上の給付を命じ、その他相当の処分をすることができる。</p>
<p>第三節 借地条件の変更等</p> <p>2 (借地条件の変更及び増改築の許可)</p> <p>3 前二項の規定は、前三項の裁判をするには、借地権設定者に不利となるおそれがない場合に準用する。</p>
<p>第十五条 借地権を設定する場合においては、他の者と共に有することとなるときに限り、借地権設定者が自らその借地権を有することを妨げない。</p> <p>2 借地権が借地権設定者に帰した場合であつても、他の者と共にその借地権を有するときは、その借地権は、消滅しない。 (強行規定)</p>
<p>第十六条 第十条、第十三条及び第十四条の規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とする。</p>

<p>使用を必要とする事情その他一切の事情を考慮しなければならない。</p> <p>第十九条 借地権者が賃借権の目的である土地の上の建物を第三者に譲渡しようとする場合において、裁判所は、借地権者の申立てにより、その増改築についての借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。</p> <p>2 増改築を制限する旨の借地条件がある場合に与えることができる。</p> <p>3 裁判所は、前二項の裁判をする場合において、当事者間の利益の衡平を図るために必要があるときは、裁判所は、借地権者の申立てにより、その増改築についての借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。</p>
<p>第二十条 第三条が賃借権の目的である土地の上の建物を競売又は公売により取得した場合における転借地権の譲渡の許可</p>
<p>2 裁判所は、前項の裁判をするには、建物の状況、建物の滅失があつた場合には滅失に至つた事情、借地に関する從前の経過、借地権設定者及び借地権者(転借地権者を含む)が土地の利用の規制の変更、付近の土地の利用状況の変化その他の事情の変更により現に借地権を設定するにおいてはその借地条件と異なる建物の所有を目的とすることが相当であるに</p>
<p>3 前二項の規定は、転借地権者と借地権設定者との間に適用する。ただし、借地権設定者が第三者の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければならない。</p>

<p>いて、その第三者が賃借権を取得しても借地権設定者に不利となるおそれがないにもかかわらず、借地権設定者がその賃借権の譲渡を承諾しないときは、裁判所は、その第三者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。この場合において、当事者間の利益の衡平を図るため必要があるときは、借地条件を変更し、又は財産上の給付を命ずることができる。</p> <p>第二十一条 第十七条から第十九条までの規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とする。</p> <p>第四節 定期借地権等</p> <p>2 (定期借地権)</p> <p>3 前各項の規定は、転借地権者から競売又は公売により建物を取得した第三者と借地権設定者との間にについて準用する。ただし、借地権設定者が第二項において準用する前条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければならぬ。</p> <p>第二十二条 存続期間を五十年以上として借地権を設定する場合においては、第九条及び第十六条の規定にかかわらず、契約の更新(更新の請求及び土地の使用的の継続によるものを含む。次条第一項において同じ。)及び建物の建築による存続期間の延長がなく、並びに第十三条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。この場合においては、その特約は、公正証書による等書面によつてしなければならない。</p> <p>4 前各項の規定は、転借地権が設定されている場合における転借地権者と借地権設定者との間について準用する。ただし、借地権設定者が第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければならない。</p> <p>5 前項の裁判があつた後は、第一項又は第三項の裁判をするには、借地権者の承諾を得なければならない。</p> <p>6 裁判所は、特に必要がないと認める場合を除き、第一項又は第三項の裁判をする前に鑑定委員会の意見を聽かなければならぬ。</p>
<p>7 前各項の規定は、転借地権が設定されている場合における転借地権者と借地権設定者との間について準用する。ただし、借地権設定者が第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければならない。</p> <p>8 前項前段の特約がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によつてされたときは、その特約は、書面によつてされたものとみなして、同項後段の規定を適用する。</p>

(事業用定期借地権等)

第二十三条 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。次項において同じ。)の所有を目的とし、かつ、存続期間を三十年以上五十年未満として借地権を設定する場合においては、第九条及び第十六条の規定にかかるわらず、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。

2 専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上三十年未満として借地権を設定する場合には、第三条から第八条まで、第十三条及び第十八条の規定は、適用しない。

3 前二項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。(建物譲渡特約付借地権)

第二十四条 借地権を設定する場合(前条第二項に規定する借地権を設定する場合を除く。)においては、第九条の規定にかかるわらず、借地権を消滅させるため、その設定後三十年以上を経過した日に借地権の目的である土地の上の建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨を定めることができる。

2 前項の特約により借地権が消滅した場合において、その借地権者又は建物の賃借人でその消滅後建物の使用を継続しているものが請求をしたときは、請求の時にその建物につきの借地権者又は建物の賃借人と借地権設定者との間で期間の定めのない賃貸借(借地権者が請求をした場合において、借地権の残存期間があるときは、その残存期間を存続期間とする賃貸借)がされたものとみなす。この場合において、建物の借賃は、当事者の請求により、裁判所が定めることができる。

3 第一項の特約がある場合において、借地権者は建物の賃借人と借地権設定者との間に第三十八条第一項の規定による賃貸借契約をしたときは、前項の規定にかかるわらず、その定めに従う。(時使用目的の借地権)

第二十五条 第三条から第八条まで、第十三条までの規定は、臨時設備の設置その他一時使用のために借地権を設定したことが明らかな場合に適用しない。

第三章 借家

第一節 建物賃貸借契約の更新等

(建物賃貸借契約の更新等)

第二十六条 建物の賃貸借について期間の定めがある場合において、当事者が期間の満了の一年前から六月前までの間に相手方に対して更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかつたときは、從前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、その期間は、定めがないものとする。

2 前項の通知をした場合であつても、建物の賃貸借の期間が満了した後建物の賃借人が使用を継続する場合において、建物の賃借人が遅滞なく異議を述べなかつたときも、同項と同様とする。

3 建物の転貸借がされている場合においては、建物の転借人がする建物の使用の継続を建物の賃借人がする建物の使用の継続とみなして、建物の賃借人と賃貸人との間について前項の規定を適用する。(解約による建物賃貸借の終了)

第二十七条 建物の賃貸人が賃貸借の解約の申入れをした場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から六月を経過することによつて終了する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、建物の賃貸借が解約の申入れによつて終了した場合に準用する。

(建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件)

第二十八条 建物の賃貸人による第二十六条第一項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、建物の賃貸人及び賃借人(転借人を含む。以下この条において同じ。)が建物の使用を必要とした場合において、正當の事由があると認められる事情のほか、建物の賃貸借に関する從前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換に建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正當の事由があると認められる場合でなければ、することができない。(建物賃貸借の期間)

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条の規定は、建物の賃貸借については、適用しない。

(強行規定)

第三十条 この節の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。

第二節 建物賃貸借の効力

(建物賃貸借の対抗力)

建物の転借人にその旨の通知をしなければ、その終了を建物の転借人に対抗することは、建物の賃貸人も、建物の引渡しがあつたときは、その後その建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。

第三十二条 建物の借賃が、土地若しくは建物に対する租税その他の負担の増減により、土地若しくは建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍同種の建物の借賃に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかるわらず、当事者は、将来に向かつて建物の借賃の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。建物の借賃の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃を支払うことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。建物の借賃の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた建物の借賃の額を超えるときは、その超過額に年一割の割合による受領の時からの利息を付してこれを返還しなければならない。(造成買取請求権)

第三十三条 建物の賃貸人の同意を得て建物に付加した畠、建具その他の作成がある場合には、建物の賃借人は、建物の賃貸借が期間の満了又是解約の申入れによつて終了するときに、建物の賃貸人に対し、その作成を時価で買い取るべきことを請求することができます。建物の賃貸人から買入受けた造作についても、同様とする。

(建物賃貸借終了の場合における転借人の保護)

第三十四条 建物の転貸借がされている場合において、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによつて終了するときは、建物の賃貸人は、建物の転借人にその旨の通知をしなければ、その終了を建物の転借人に対抗することは、建物の賃貸人が同居者があるときは、その同居者は、建物の賃借人の権利義務を承継する。ただし、相続人なしに死亡したことを知った後一月以内に建物の賃貸人に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

2 前項本文の場合は、建物の賃貸借關係に基づき生じた債権又は債務は、同項の規定により建物の賃借人の権利義務を承継した者に帰属する。

(強行規定)

第三十七条 第三十一条、第三十四条及び第三十五条の規定に反する特約で建物の賃借人又は賃借人に不利なものは、無効とする。

第三节 定期建物賃貸借

かわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第二十九条第一項の規定を適用しない。

2 前項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その契約は、書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。

4 建物の賃貸人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、建物の賃借人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該建物の賃貸人は、当該書面を交付したものなかつたときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。

5 建物の賃貸人が第三項の規定による説明をしなかつたときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。

6 第一項の規定による建物の賃貸借において、期間が一年以上である場合には、建物の賃貸人は、期間の満了の一年前から六月前までの間（以下この項において「通知期間」という。）に建物の賃借人に対し期間の満了により建物の賃貸借が終了する旨の通知をしなければ、その終了を建物の賃借人に対抗することができない。ただし、建物の賃貸人が通知期間の経過後建物の賃借人に対しその旨の通知をした場合においては、その通知の日から六月を経過した後は、この限りでない。

7 第一項の規定による居住の用に供する建物の賃貸借（床面積（建物の一部分を賃貸借の目的とする場合にあっては、当該一部分の床面積）が二百平方メートル未満の建物に係るものに限る。）において、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の賃借人が建物を自己の生活の本拠として使用することができないときは、建物の賃借人は、建物の賃貸借の解約の申入れをすることができる。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申

9 第三十二条の規定は、第一項の規定による建物の賃貸借において、借賃の改定に係る特約がある場合には、適用しない。

8 前二項の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。

9 第三十九条 法令又は契約により一定の期間を経過した後に建物を取り壊すべきことが明らかな場合において、建物の賃貸借をするときは、第三十条の規定にかかわらず、建物を取り壊すこととなる時に賃貸借が終了する旨を定めることができる。

2 前項の特約は、同項の建物を取り壊すべき事由を記載した書面によつてしなければならない。

3 第一項の特約がその内容及び前項に規定する事由を記録した電磁的記録によつてされたときは、その特約は、同項の書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。

（一時使用目的の建物の賃貸借）

第四十条 第四章 借地条件の変更等の裁判手続（管轄裁判所）

2 第四十二条 この章の規定は、一時使用のために建物の賃貸借をしたことが明らかな場合には、適用しない。

3 第一項の特約がその内容及び前項に規定する事由を記録した電磁的記録によつてされたときは、その特約は、同項の書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。

（手続代理人の資格）

第四十四条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができます。

2 前項の申し立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

（手続代理人の代理権の範囲）

第四十五条 手続代理人は、委任を受けた事件について、非訟事件手続法第二十三条第一項に定める事項のほか、第十九条第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の申立てに関する手続行為（次項に規定するものを除く。）をすることができる。

2 手続代理人は、非訟事件手続法第二十三条第一項各号に掲げる事項のほか、第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の申立てについては、特別の委任を受けなければならない。

（非電磁的事件記録の閲覧等）

第四十六条 当事者及び利害関係を疎明した第三者者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（第四十一条の事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項において同じ。）の閲覧若しくは譲り受けなければならない。

2 非訟事件手続法の適用関係及び最高裁判所規則（平成二十三年法律第五十一号）第二十七条规定法（平成二十三年法律第五十一号）第二十七条、第四十条、第四十二条、第四十二条の二及び第六十三条第一項後段の規定は、適用しない。

2 前条の事件についての非訟事件手続法第三十条の規定の適用については、同条中「非訟事件手続法第四十二条第一項」とあるのは、「借地借家法第五十一条第一項」とする。

3 この法律に定めるもののほか、前条の事件に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。（強制参加）

第四十三条 裁判所は、当事者の申立てにより、当事者となる資格を有する者を第四十一条の事件の手続に参加させることができることを認めた場合には、その趣旨及び理由を記載した書面をしなければならない。

2 前項の申立ては、その趣旨及び理由を記載した書面をしなければならない。

3 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第一項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

（手続代理人の資格）

第四十四条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができます。

2 前項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

（手続代理人の代理権の範囲）

第四十五条 手続代理人は、委任を受けた事件について、非訟事件手続法第二十三条第一項に定める事項のほか、第十九条第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の申立てに関する手続行為（次項に規定するものを除く。）をすることができる。

2 手續代理人は、非訟事件手續法第二十三条第一項各号に掲げる事項のほか、第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の申立てについては、特別の委任を受けなければならない。

（非電磁的事件記録の閲覧等）

第四十六条 当事者及び利害関係を疎明した第三者者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（第四十一条の事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項において同じ。）の閲覧若しくは譲り受けなければならない。

2 非訟事件手続法の適用関係及び最高裁判所規則（平成二十三年法律第五十一号）第二十七条规定法（平成二十三年法律第五十一号）第二十七条、第四十条、第四十二条、第四十二条の二及び第六十三条第一項後段の規定は、適用しない。

2 前条の事件についての非訟事件手続法第三十条の規定の適用については、同条中「非訟事件手続法第四十二条第一項」とあるのは、「借地借家法第五十一条第一項」とする。

3 この法律に定めるもののほか、前条の事件に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。（強制参加）

第四十三条 裁判所は、当事者の申立てにより、当事者となる資格を有する者を第四十一条の事件の手続に参加させることができることを認めた場合には、その趣旨及び理由を記載した書面をしなければならない。

2 前項の申立ては、その趣旨及び理由を記載した書面をしなければならない。

3 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第一項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

（手續代理人の代理権の範囲）

第四十四条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手續代理人とすることができます。

2 前項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

（手續代理人の代理権の範囲）

第四十五条 手續代理人は、委任を受けた事件について、非訟事件手續法第二十三条第一項に定める事項のほか、第十九条第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の申立てに関する手續行為（次項に規定するものを除く。）をすることができる。

2 手續代理人は、非訟事件手續法第二十三条第一項各号に掲げる事項のほか、第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の申立てについては、特別の委任を受けなければならない。

（非電磁的事件記録の閲覧等）

第四十六条 当事者及び利害関係を疎明した第三者者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（第四十一条の事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項において同じ。）の閲覧若しくは譲り受けなければならない。

2 非訟事件手續法の適用関係及び最高裁判所規則（平成二十三年法律第五十一号）第二十七条规定法（平成二十三年法律第五十一号）第二十七条、第四十条、第四十二条、第四十二条の二及び第六十三条第一項後段の規定は、適用しない。

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条第四項及び第五項の規定は、非電磁的事件記録について準用する。

（電磁的事件記録の閲覧等）

第四十七条 当事者及び利害関係を疎明した第三者者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第四十一条の事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を

証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

第四十九条 鑑定委員会は、三人以上の委員で組織する。

とに、裁判所が指定する。ただし、特に必要があるときは、それ以外の者の中から指定するなどを妨げない。

の他適當な者の中から毎年あらかじめ選任した者

（手続の中止）
費、日当及び宿泊料を支給する。

関する権利関係について訴訟その他の事件が係属するときは、その事件が終了するまで、第四十一条の事件の手続を中止することができる。

第五十一条 第四十二条の事件の手続における申立てその他の申述（次項及び第六十四条において

（註法第二百三十二条の十一 第三百三十二条の十一及び第三百三十二条の十二（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合における

並びに第百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法

法（平成二十三年法律第五十一号）第二十二条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条

条」と、同法第一百三十二条の十二第一項第三号中「第一百三十三条の二第二項」とあるのは「借他昔家法第六十四条において読み替えて準用す

2 第四十二条の事件の手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された

第五十八条 第十七条第一項から第三項まで若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。若しくは第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による裁判があつたときは、その電子裁判書（非訟事件手続法第五十七条第一項に規定する電子裁判書であつて、同条第三項の規定によりファイイルに記録されたものをいう。）を当事者に送達しなければならない。この場合においては、民事訴訟法第二百五十五条第一項の規定を準用する。

（理由の付記）

第六十条 第五十八条第一項の裁判は、当事者又は最終の審問期日の後裁判の確定前の承認してて（裁判の効力が及ぶ者の範囲）

第六十一条 第十七条第三項若しくは第五項（第（給付を命ずる裁判の効力）

第十九条第三項（同条第七項）及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

て準用する場合を含む。)の規定による裁判で給付を命ずるものは、強制執行に関しては、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第六十二条 第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁判は

の譲渡をしないときは、その努力を失う。たゞし、この期間は、その裁判において伸長し、又は短縮することができる。

第六十三条 第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定は、第五十八条第一項の裁判に對する取扱いに當らる場合につき、適用する。

第六十四条 第四十二条の事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第一編第八章の

規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第十三條第三項の規定は、この法律の施行前に設定された転借地権については、適用しない。
告也(きよつもと)の戻元(もともどり)を経て(おもて)、(後略)

の規定による賃貸借を除く。)の当事者が、その賃貸借を合意により終了させ、引き続き新たに同一の建物を目的とする賃貸借をする場合には、当月、翌月の毎月に支払うべき旨

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 建物保護に関する法律（明治四十二年法律第四十号）

二 借地法（大正十年法律第四十九号）

三 借家法（大正十年法律第五十号）

（旧借地法の効力に関する経過措置）

第三条 接收不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第三百三十八号）第九条第二項の規定の適用については、前条の規定による廃止前の借地法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（経過措置の原則）

第四条 この法律の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、附則第二条の規定による廃止前の建物保護に関する法律、借地法及び借家法の規定により生じた効力を妨げない。

（借地上の建物の朽廃に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に設定された借地権について、その借地権の目的である土地の上の建物の朽廃による消滅に関しては、なお従前の例による。

（建物の再築による借地権の期間の延長に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前に設定された借地権に係る契約の更新に関しては、なお従前の例による。

（建物の再築による経過措置）

第七条 この法律の施行前に設定された借地権について、その借地権の目的である土地の上の建物の滅失後の建物の築造による借地権の期間の延長に関しては、なお従前の例による。

2 第八条の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

（借地権の対抗力に関する経過措置）

第八条 第十条第二項の規定は、この法律の施行前に借地権の目的である土地の上の建物の滅失があつた場合には、適用しない。

（建物買取請求権に関する経過措置）

第九条 第十三条第二項の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

第十条 この法律の施行前にした申立てに係る借地契約の更新後の建物の再築の許可の裁判に関する経過措置

第十二条 この法律の施行前にされた建物の賃貸借契約の更新の拒絶の通知及び解約の申入れに關しては、なお從前の例による。

第十三条 第三十三条第二項の規定は、この法律の施行前にされた建物の転貸借については、適用しない。

(借地上の建物の賃借人の保護に関する経過措置)

第十四条 第三十五条の規定は、この法律の施行前に又は施行後一年以内に借地権の存続期間が満了する場合には、適用しない。

(借地の建物の賃借人の保護に関する経過措置)

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年二月一五日法律第一二〇号)抄
(施行期日)
一五三号

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条、次条及び附則第三条の規定は、平成十二年三月一日から施行する。

(借地借家法の一改正に伴う経過措置)

第二条 第五条の規定の施行前にされた建物の賃借契約の更新に関しては、なお從前の例によることによる。

第五条の規定の施行前にされた建物の賃貸借契約であつて同条の規定による改正前の借地借家法(以下「旧法」という。)第三十八条第一項の定めがあるものについての賃借権の設定又は賃借物の転貸の登記に関しては、なお從前の例による。

第三条 第五条の規定の施行前にされた居住の用に供する建物の賃貸借(旧法第三十八条第一項

(検討)
第四条 国は、この法律の施行後四年を目途として、居住の用に供する建物の賃貸借の在り方について見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一九年一二月二一日法律第三十七号）抄
(施行期日)
（経過措置）

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。

（施行期日）

第二条 この法律の施行前に設定された借地権（転借地権を含む。）については、なお従前の例による。

（附 則）
三号
(平成二九年六月二日法律第四五号)
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

（附 則）
（平成二九年五月二十五日法律第五百三十二条）
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

（附 則）
（令和三年五月一九日法律第三七号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

